

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：高吾北広域町村事務組合

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	91.8%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	96.1%
全職員	86.7%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	98.0%
本庁課長補佐相当職	—
本庁係長相当職	99.0%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	80.4%
31～35年	83.0%
26～30年	89.5%
21～25年	79.2%
16～20年	89.5%
11～15年	97.9%
6～10年	95.1%
1～5年	99.3%

【説明欄】

2(1)役職段階別において、本庁部局長・次長相当職、本庁課長補佐相当職については女性職員がいないため「—」で表記している。

2(2)勤続年数別の21～25年の差異については、該当する男性職員は行政職の課長補佐相当職と課長相当職を含むのに対し、女性職員は技能労務職のみのため男性の給与の方が高くなっている。

※勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。